

## 運営規定 附則

### ● 反社会的勢力の排除

1. 会員は、運営者に対し、本件契約時において、会員（会員が法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、政治運動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 会員は、運営者が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、運営者の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と運営者が判断する資料を提出しなければならない。
3. 運営者は、会員が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。
4. 運営者が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、運営者はこれによる会員の損害を賠償する責を負わない。
5. 本件契約を解除した場合、運営者から会員に対する損害賠償請求を妨げない。